

# 愛媛県高等学校体育連盟表彰規定

## (目的)

**第1条** 愛媛県高等学校体育連盟は、次に該当するものを表彰し、愛媛県高校スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

## (表彰の種類)

**第2条** この規定による表彰の種類は、次のとおりとする。

- 1 体育功労賞
- 2 優秀賞

## (受賞者の範囲)

**第3条** 前条の規定による賞は、次の条件に該当するものに授与する。

- 1 体育功労賞
  - (1) 加盟校における活動（体育部）で特に功労のあったもの。
  - (2) 連盟会員で、体育・スポーツの発展のため、特に功労のあったもの。
  - (3) 多年にわたり連盟発展のため、特に功労のあったもの。
- 2 優秀賞
  - (1) 連盟会員で、全国高等学校総合体育大会に優勝したもの。また、国際的選手として認められ優秀な成績を収めたもの。
  - (2) 県大会以上の大会で、次の連続優勝をしたもの。

|   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |
|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| ア | 3年  | イ | 5年  | ウ | 7年  | エ | 10年 | オ | 13年 | カ | 15年 |
| キ | 17年 | ク | 20年 | ケ | 23年 | コ | 25年 |   |     |   |     |

## (受賞に関する審議会の組織)

**第4条** 審議会は、連盟理事会をもってあて、必要に応じて各種目専門委員長を加えることができる。

## (雑則)

**第5条** この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。